

第2号議案

広島県教育委員会規則の一部改正について

教育職員免許状に関する規則の一部改正について、次のとおり提案します。

令和4年11月11日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

1 提案の趣旨

特別免許状について、申請を常時受け付けるなど手続の迅速化を図るため、本県の特別免許状の申請及び授与の手続を定めた教育職員免許状に関する規則の一部を改正する。

2 改正案

別紙のとおり

3 施行期日

令和4年11月21日（公布日から施行する）

4 根拠規定

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）

第20条 免許状に関し必要な事項は、この法律及びこの法律施行のために発する法令で定めるものを除くほか、都道府県の教育委員会規則で定める。

教員免許更新制の廃止に伴う教育委員会規則の一部改正について

令和4年11月11日
教 職 員 課

1 要旨

本県の特別免許状の申請及び授与の手続を定めた教育職員免許状に関する規則の一部を改正する。

2 改正理由

文部科学省が定める「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」が改訂され、「できるだけ迅速な手続が可能となるよう、申請は常時受け付けるなど不断の改善を図っていくこと望ましい」とされており、多種多様な分野の人材を速やかに学校現場に配置することができるよう、申請を常時受け付けるなど手続の迅速化を図るため。

3 改正事項

- (1) 特別免許状の申請期間を定めた規定を削除し、随時申請を可能とする
(第6の2第2項の規定を削除)
- (2) 特別免許状の授与年月日を定めた規定を削除し、速やかな授与を可能とする
(第19条の3の規定を削除)

4 施行期日

令和4年11月21日（公布日から施行する）

広島県教育委員会規則第 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和四十三年広島県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第六条の二（略）	第六条の二（略） 2 前項の申請は年二回、二月又は七月の一日から十日までの間に行わなければならない。ただし、県教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。
第十九条の二（略）	第十九条の二（略） (特別免許状の授与年月日) 第十九条の三 特別免許状の授与年月日は、一月に受理したものについては四月一日、七月に受理したものについては九月一日とする。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。